

# 確定使用量通知業務ビジネスプロトコル標準規格等 （機器点「特高」追加に係る変更案）に対する 意見照会の実施について

- ✓ 機器点「特高」に対応した機器点計測値の授受を円滑に行うインターフェースが必要となるため、確定使用量通知業務BP標準規格および電気事業者間における電力量提供等EDI共通規格の改定に向けて意見照会を行う。

## 【参考：業務規程】

（電子情報を交換するための標準規格の策定）

第187条 本機関は、会員その他の送電システムを利用する者（以下この章において「系統利用者」という。）の業務運営が円滑化し、電気事業の全国大での効率化に資すると認められるときは、系統利用者が情報通信技術を活用して相互に電子情報を交換するための標準規格を策定する。

2 本機関は、前項の標準規格を策定、又は変更するときは、関係する主な系統利用者と協議するとともに、必要に応じ国との調整及び有識者の意見聴取を行う。

3 第1項の標準規格を策定、又は変更したときは、速やかにこれを公表する。

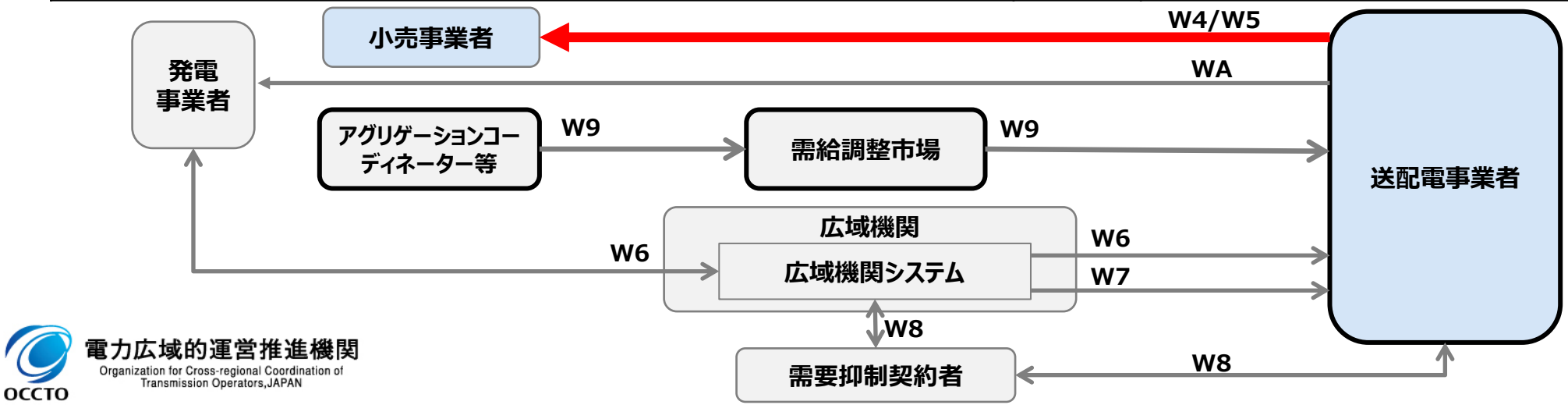
本資料は、機器点「特高」追加に係るBP標準規格等の変更案に対する意見照会について説明した資料です。意見照会の対象は、別紙（確定使用量通知業務BP標準規格、電気事業者間における電力量提供等EDI共通規格および新旧対照表）です。

2026年7月23日  
電力広域的運営推進機関

■ 電力広域的運営推進機関（以降、本機関と記載する。）は、業務規程第187条に基づき、本機関のほか、小売電気事業者、発電事業者及び送配電事業者等の間で共通して広く使われる情報の通信規格をビジネスプロトコル標準規格（以降、BPと記載）として策定し、公開している。今回の意見照会では、機器点「特高」追加に伴い、確定使用量通知業務BP標準規格（以降、当BPと記載）および電力量提供等EDI共通規格（以降、当規格と記載）の変更案を対象とする。

| ビジネスプロトコル名称                                  | BP-ID | 初策定期期               |
|----------------------------------------------|-------|---------------------|
| 発電計画等受領業務BP標準規格（計画値同時同量編）                    | W6    | 2015年5月             |
| 同時同量・リアルタイム業務BP標準規格                          | W7    | 広域機関-一般送配電間のための、非公開 |
| 需要抑制計画等受領業務BP標準規格                            | W8    | 2017年2月             |
| 30分電力量提供業務BP標準規格                             | W4    | 2015年5月             |
| 確定使用量通知業務BP標準規格                              | W5    | 2015年5月             |
| 発電30分電力量提供業務標準規格                             | WA    | 2021年3月             |
| 需給調整市場三次調整力②基準値計画等受領業務ビジネスプロトコル標準規格          | W9    | 2020年2月             |
| 需給調整市場各リスト・パターン等受領業務ビジネスプロトコル標準規格            |       |                     |
| 需給調整市場週間市場商品基準値計画等及び基準値内訳実績受領業務ビジネスプロトコル標準規格 |       |                     |

今回の改定対象



## ■ 当BP等改定の必要性

次世代スマートメーターの導入に伴い、「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」の制定により、分散型リソース（太陽光、EV等）の活用促進を促す特定計量制度が開始となり、事業者が設置する特例計量器に対し機器点の計量値を活用したサービス提供を希望する場合には、一般送配電事業者から小売電気事業者に対して、当BPを用いて月一回確定値（30分値）を提供することとなった。

## ■ 低圧と高圧について

本機関では、2025年6月19日に開催された第56回スイッチング支援に関する実務者会議と2025年9月に行われたパブリックコメントへの意見照会を経て、低圧・高圧についてのインターフェース（特定計量月間確定使用量メッセージ等）を、当BPおよび当規格として**2025年10月改正（2026年4月1日公開）したところ。**

## ■ 特高について

今般、2025年11月19日開催の第14回「次世代の分散型電力システムに関する検討会」において、希望する事業者のために機器点「特高」に対応した機器点計測値の提供を行えるように託送BP(当BPと当規格)の改定が必要とされた。

本機関は、機器点「特高」の指示数・電力量の桁数等は高圧と相違がないことから、既存の「高圧」の表記を「特高・高圧」に改める等の字句修正により、機器点「特高」に対応した機器点計測値の授受を円滑に行うインターフェースを整備する方針であり、当BPおよび当規格については、**2026年内に改正（2027年4月1日公開）を目指す。**

➤ 出典：資源エネルギー庁「第14回 次世代の分散型電力システムに関する検討会」資料6(需給調整市場における機器個別計測について)  
資源エネルギー庁「特定計量（IoTルート）運用ガイドライン【第1.1版】」（2026年3月27日）

- 機器点「特高」への対応に向け、下表のとおり当BPと当規格を改定し、関係事業者へ意見照会を実施する。

- 依頼事項

- ・2026年 7月23日～8月 5 日
- ・上記の期間で、下記の改訂内容について意見照会を実施する。

| 番号 | 改定対象                    | 更新種別 | 改定内容                                                                                                                                                  |
|----|-------------------------|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 確定使用量通知業務BP標準規格         | 変更   | ・「高圧～」の表記を「特高・高圧～」へ修正。<br>・「高圧特定計量月間確定使用量メッセージ」を「特高・高圧特定計量月間確定使用量メッセージ」へ修正。<br>・「高圧機器点」「低圧機器点」を「機器点特高・高圧」「機器点低圧」へ修正。<br>・「特例計量器識別番号」を「特例計量器等識別番号」へ修正。 |
| 2  | 電気事業者間における電力量提供等EDI共通規格 | 変更   | ・標準メッセージ一覧において、「特高・高圧特定計量月間確定使用量メッセージ」等の表記へ修正。<br>※詳細は新旧対照表を参照のこと。                                                                                    |

## ■ 確認事項

- ① 機器点「特高」追加に伴い「特高」と「高圧」を区別する識別子は確定使用量メッセージのデータ要素【JP06403（電圧区分）】で区別することで問題がないか。
- ② 機器点「特高」追加に伴う表記変更（例：「高圧」→「特高・高圧」）に不都合がないか。
- ③ 指示数・電力量の桁数等について、高圧と特高で相違がないという前提に認識相違がないか。
- ④ 「特例計量器等識別番号」等の用語修正について、各社システム・運用・資料との整合に問題がないか。

※特段のご意見がない場合も、意見照会様式に「意見なし」と記載のうえご回答ください。

## ■ ご意見提出方法

ご意見は、別紙の「意見提出様式」で、電子メールによる添付、もしくは郵送により2026年8月5日（水）必着で提出してください。お電話によるご意見はお受けいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

①電子メールによる場合 電子メールアドレス occto\_bp@occto.or.jp

電力広域的運営推進機関 総務部 情報システム室 BP問合せ窓口 宛

②郵送による場合

〒135-0061

東京都江東区豊洲6-2-15 電力広域的運営推進機関

総務部 情報システム室 意見募集係

※郵送の場合は、封筒もしくはハガキに「意見募集に対する意見提出」と朱書きいただきますようお願いいたします。

## ■ 記入事項

メールによる添付、もしくは郵送にてお送りいただく場合、以下の事項をご記入ください。

①法人名又は団体名

②連絡先（担当者氏名、住所、電話番号、メールアドレス等）

③ご意見 ※ ご意見の対象となる章・条項番号についても記載してください。